

令和 7 年度  
日向市産業振興設備導入事業補助金  
事 業 者 募 集 要 項

日向市 経済戦略部 商工港湾課

## 1. 募集の趣旨

日向市では、「第3次日向市総合計画」のまちづくりの基本目標のひとつである「活力とにぎわいにあふれ、交流が広がり、将来にわたって誇れるまち」の実現を目指し、商工業の振興や恵まれた地域資源を磨き上げ、稼ぐ力と雇用を生み出すための取り組みを進めています。

この募集は、基本目標の達成に向けた施策のひとつとして「日向市産業振興設備導入事業補助金」を活用して、農林水産物等を使用した加工品や、ふるさと日向市応援寄附金（以下「ふるさと納税」という。）の返礼品等の新規開発を促進するために、生産力向上を図る法人及び個人事業主等（以下「企業等」という。）への支援を行うものです。

## 2. 補助事業名

日向市産業振興設備導入事業補助金

## 3 募集受付期間

公表の日から令和7年12月26日（金）まで

※予算に達し次第、募集終了とする。

※令和8年3月31日までに事業が完了すること。

## 4. 補助率及び補助金の額

補 助 率：補助対象経費の3分の2以内

補助金の額：（上限額）1,000万円 ただし、万円未満切り捨て

（下限額）500万円 ※500万円に満たない額は補助対象外

## 5. 補助対象者の募集要件

以下の条件を全て満たしているものとします。ただし、採択後に要件を満たさないことが判明した場合は採択を無効とします。

- (1) 市内に事業所を開設している、又は開設を予定している企業等
- (2) 市内に開設している事業所において特産品の生産、製造若しくは付加価値を伴う加工等を行っている、又は行う予定の企業等
- (3) 市内において継続的に（採択事業が完了した日から起算して5年間以上）事業活動を行い、採択事業に係る加工品を本市のふるさと納税返礼品に継続して出品することができる企業等
- (4) 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 企業等に市税の滞納がないこと
- (6) 法人や役員が、民事再生法（平成11年法律第225号）や会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）等に規定する手続き開始の決定を受けていないこと
- (7) 補助の対象となる設備等を整備するために必要な土地及び建物を所有していること又は、地上

権の設定、賃貸借契約を設定する場合は、事業の継続が十分に見込める期間（採択事業が完了した日から起算して5年間以上）であること。

## 6. 補助事業概要

補助対象事業については、次表に定めるとおりとする。

補助対象事業	農林水産物等を利用した事業のうち、次の各項のいずれかに該当する事業 1 販売を目的とした加工品の開発事業 2 既存の加工品の改良等による付加価値の向上及び販路の拡大を図る事業
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する機器、運搬費、設置費、機器導入に必要な電気及び給排水工事に係る経費とする。ただし、次の各項に掲げる経費は、補助の対象としない。 (対象外経費) 1 電気、給排水に係る工事等を除く建物建築費 2 土地購入費 3 消費税及び地方消費税相当分 4 証拠資料等により支払金額が確認できない経費 5 補助対象事業との関係性が不明確と市長が認める経費
補助率	補助対象経費の2／3以内
補助金の額等	1 補助金の上限額は、1,000万円とする。(ただし、万円未満切り捨て) 2 補助金の額が、500万円に満たない補助対象事業は、当該補助対象外とする。
補助要件	1 国及び県等が実施する補助事業等がある場合は、これを優先するものとする。 2 国及び県等が実施する補助事業等がある場合は、補助対象経費から国及び県等からの補助金等を控除した額を補助対象経費（以下「補助算」という。）とする。この場合において、補助金の額は、補助率、補助上限額等により算定した額とするが、国及び県等が実施する補助事業等において、補助残に対する補助が認められていない場合は、当該補助金を交付しない。

## 7. 選定方法

- 募集の締め切りは、令和7年12月26日（金）までとする。
- 提出された募集に関する申込書及び添付書類に基づき、「日向市産業振興設備導入事業補助金事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）による書類審査等を実施し、事業者を選定する。
- 応募があった月の翌月に「選考委員会」を開催し、募集要項10に記載する選定基準及び着眼点により審査し、70%以上の得点を獲得した事業者を事業者として決定する。
- 選考の結果「選定事業者該当なし」とする場合がある。

## 8. 質問の受付・回答

(1) 質問の受付期間 公表の日から令和7年12月22日（月）まで  
午前8時45分から午後4時30分まで（土日祝日は除く）

(2) 提出方法 電子メールで 経済戦略部 商工港湾課宛に送付する。  
※到着確認を必ず行うこと。

電子メール送付先：[syoukou@hyugacity.jp](mailto:syoukou@hyugacity.jp)

(3) 提出様式 様式7「質問書」による。

(4) 回答期限 質問を受けた日の翌開庁日までに、電子メールで回答する。

(5) その他

- ①表題は、「日向市産業振興設備導入事業補助金 事業者募集に関する質問」と明記すること。
- ②質問の内容を確認するために、本市から問い合わせる場合がある。
- ③質問に対する回答は、募集要項等の追加又は修正とみなす。
- ④参加希望者全員に周知すべき質問及び回答については、電子メールにて追加で連絡する。

## 9. 本事業の事業者募集申込書提出

本事業の事業者募集申込書は、以下の手続きで提出すること。

(1) 提出期限 公表の日から令和7年12月26日（金）まで

※予算に達し次第、募集終了とする。

(2) 提出場所 日向市経済戦略部商工港湾課

(3) 提出方法 【原本1部】を持参または郵便（書留郵便に限る）にて提出すると共に、【データ】を  
電子メールにて提出

電子メール送付先：[syoukou@hyugacity.jp](mailto:syoukou@hyugacity.jp)

※持参の場合は、午前8時45分から午後4時30分まで（土日祝日は除く）

(4) 提出書類 以下のとおり ※様式は日向市ホームページからダウンロードすること。

日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?cont=250425140124>

### 【法人用】

提出書類一覧	
様式1号	日向市産業振興設備導入事業者応募申込書
様式2号-①	法人に関する事項
任意	パンフレット等、法人・事業所の事がわかる資料
	定款
	法人の履歴事項全部証明書（原本1部）
	法人の完納証明書（原本1部）日向市が証明したもの
様式3号-①	事業計画（人材確保・リスク管理等）に関すること
様式3号-②	事業計画（機器・機械導入）に関すること

様式 3 号 -③	事業計画（ふるさと納税返礼品）に関すること
	見積書
	導入機器のカタログ（性能の説明等）
	営業するにあたり必要な許可証の写し
様式 4 号	事業収支計画
様式 5 号	資金計画
	法人の決算報告書（貸借対照表・損益計算書・財産目録） (直近 3 年分)
様式 6 号	土地・建物の概要
	土地登記簿謄本（全部事項証明）
	建物登記簿謄本（全部事項証明）
	位置図、配置図、平面図
	現況写真

#### 【個人事業主用】

提出書類一覧	
様式 1 号	日向市産業振興設備導入事業者応募申込書
様式 2 号 -②	事業所に関する事項
任意	パンフレット等、事業所の事がわかる資料
	開業届の写し又は営業していることが証明できるもの
	代表者の完納証明書（原本 1 部）日向市が証明したもの
様式 3 号 -①	事業計画（人材確保・リスク管理等）に関すること
様式 3 号 -②	事業計画（機器・機械導入）に関すること
様式 3 号 -③	事業計画（ふるさと納税返礼品）に関すること
	見積書
	導入機器のカタログ（性能の説明等）
	営業するにあたり必要な許可証の写し
様式 4 号	事業収支計画
様式 5 号	資金計画
	確定申告書と決算書の写し（直近 3 年分）
様式 6 号	土地・建物の概要
	土地登記簿謄本（全部事項証明）

	建物登記簿謄本（全部事項証明）
	位置図、配置図、平面図
	現況写真

(5) 事業者募集申込書の作成に関する留意事項

- ①様式規格は、A4規格縦とする。※A3規格の折り込みは可
- ②文字サイズは11pt以上とする。

10. 選定基準項目及び着眼点については、以下のとおりとする。

◆設置主体の評価

選定基準	着眼点
応募理由	応募した理由について、募集の趣旨を踏まえ、加工品の新規開発を行う事業や既存の加工品の改良などにより付加価値の向上に取り組む事業者であり、運営理念が明確となっていること。
法人の所在地	本市に「本社」若しくは「主たる事務所」を有する、又は、補助事業採択後に、本市に移転し営業活動を行うことが確実な事業所であること。
事業実績	これまでに同様の事業を実施した実績があること。 新規事業者の場合、今後の運営について明確な計画が立っており、実行できる体制が確保できる予定であること。
経営状況	経営状況が良好であり、事業拡大による施設整備・運営に支障がないこと。

◆事業計画の評価

選定基準項目	着眼点
運営（経営）体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所を運営するにあたり、知識のある従業者の確保が見込まれていること。</li> <li>○職員の資質向上に向けた取り組みが図られる見込みがあること。</li> <li>○法律・規制について理解し、必要な対策がなされていること。（予定も含む）</li> </ul>
計画（資金・設備導入）内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市内に機器等を設置する計画であること。</li> <li>○設備導入及び運転資金の確保について、根拠があり、確実であること。</li> <li>○事業計画・収支計画の積算について根拠があり、安定性が見込まれること。</li> <li>○用地及び建物の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれ、設備等導入の事業執行に支障が生じる恐れがないこと。</li> </ul>

◆ふるさと納税返礼品取扱事業者としての評価

選定基準項目	着眼点
事業者の評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○採択事業に係る加工品を、本市のふるさと納税返礼品取扱事業者に登録し、継続して出品することができる事業者であること</li><li>○ふるさと納税返礼品以外の販路を確保できていること。</li></ul>
製造する加工品の評価	<ul style="list-style-type: none"><li>○ふるさと納税返礼品として国の定める基準に合致していること。</li><li>○ふるさと納税返礼品として、市場調査の結果、取扱い増加が期待できる品目であること。</li><li>○稼働日数が通年あることが見込まれる計画であること。</li><li>○（参考）独自の取組みや利益向上につながる点（独自性・工夫）など、優れた事項がある。</li></ul>

11. 結果通知について

選定結果は、応募された全ての企業等に対して文書で通知する。

なお、選定された事業者に対しては、より適正な運営を行っていただくために、必要な修正を求めることがある。